## (別添3)

 $\bigcirc$ 平 成 九 年 玉 土交 通 省 告 示 第 百 六十 兀 \_ 号

港 湾  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 を定 め る省 令 平 成 + 九 年 国土 交通 省 1令第 + 五. 号) 第四 条第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定

に 基 づ き、 技 術 基 準 対 象 施 設  $\mathcal{O}$ 維 持 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定  $\otimes$ る 告 示 を 次 0 ょ うに 定 め る。

平成十九年 三月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

技 術 基 準 対 象 施 設  $\mathcal{O}$ 維 持 に 関 L 必 要な 事 項 を定 め る告示

(用語の定義)

第

条 ک  $\mathcal{O}$ 告 示 に お 1 7 使 用 す る 用 語 は 港 湾  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 技 術 上  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定 8 る 省令 平 成 + 九 年 玉

土 交 通 省 令 第 + 五. 号。 以 下 省 令 とい う。 に お 1 7 使 用 す る 用 語  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

維持管理計画等)

第 条 技 術 基 準 対 象 施 設  $\mathcal{O}$ 維 持 管 理 計 画 等 は 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 者 が 定 8 る ことを 標 準 とする。

2 維 持 管 理 計 画 等 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 事 項 に 0 1 7 定  $\Diamond$ ることを 標 準 とする

当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 供 用 期 間 並 び に 当 該 施 設 全 体 及 び 当 該 施 設 を 構 成 す る 部 材  $\mathcal{O}$ 維 持 管 理 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 基

本的な考え方

当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 損 傷、 劣 化 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 変 状 に 0 7 7 0 計 画 的 カ 0 適 切切 な 点 検

診

断

三 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 損 傷 劣 化 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 変 状 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 計 画 的 カン 0 適 切 な 維 持 工 事 築

兀 前 号 12 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 当 該 施 設 を 良 好 な 状 態 に 維 持 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 維 持 管 理

3 件 維 設 持 計 管 供 理 用 計 期 画 間 等 を 定 構 浩 8 る 特 に 性 当 た 材 料 0 7 特 性 は 並 び 省 令 12 点 第 六 検 条 診 断 に 基 及 び づ き 維 持 設 定 工 さ 事 等 れ る  $\mathcal{O}$ 当 難 易 該 度 施 設 当 が 該 置 施 カン 設 れ る  $\mathcal{O}$ 諸 重 要 条

度等について、勘案するものとする。

4 維 持 管 理 計 画 等 を 定 8 る 12 当 た 0 7 は 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 損 傷 劣 化 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 変 状 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 点 検 診 断

術 当 又 は 該 技 施 能 設 を 全 有 体 す  $\mathcal{O}$ る 維 者 持  $\mathcal{O}$ 12 意 係 見 る を 総 聴 合 くこと 的 な 評 を 価 標 準 維 کے 持 す 工 る。 事 等 そ た だ  $\mathcal{O}$ L 他 維 当 持 該 管 理 維 持 に 管 関 理 す 計 る 専 画 門 等 を 的 定 知  $\Diamond$ 識 る 及 者 び が 技

当 該 車 門 的 知 識 及 び 技 術 又 は 技 能 を 有 す る 場 合 は  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 限 り で な 11

5 持 管 当 理 該 計 施 設 画 等  $\mathcal{O}$ を 用 変 途 更  $\mathcal{O}$ す 変 る 更 لح 維 を 持 標 管 潍 理 と に す 係 る る 技 術 革 新 等  $\mathcal{O}$ 情 勢  $\mathcal{O}$ 変 化 12 ょ ŋ 必 要 が 生 U た لح き は 維

6 第 項 及 び 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 維 持 管 理 計 画 等  $\mathcal{O}$ 変 更 に 0 1 7 潍 用 す る。

維 持 管 理 計 画 等 に 定 8 る 事 項  $\mathcal{O}$ 実 施

第 に  $\equiv$ つ 条 1 て 維 持  $\mathcal{O}$ 点 管 検 理 計 診 断 画 等 当 に 該 定 施  $\emptyset$ 設 る 事 全 項 体  $\mathcal{O}$ を 維 実 持 施 す に る 係 る 12 総 当 合 た 的 0 な 7 評 は 価 当 及 てバ 該 維 施 持 設 工  $\mathcal{O}$ 事 損 そ 傷  $\mathcal{O}$ 他 劣 化  $\mathcal{O}$ そ 維 持  $\mathcal{O}$ 管 他 理  $\mathcal{O}$ 変 に 関 状

する

専

門

的

知

識

及

び

技

術

又

は

技

能

を

有

す

る

者

 $\mathcal{O}$ 

下

で

行うこと

を

標準

とす

る。

## 危 険 防 止 12 関 す る 対 策

第 防 兀 条 止 に 関 技 す 術 基 る 潍 対 策 対 لح 象 L 施 7 設  $\mathcal{O}$ 設 自 然 置 者 状 況 は 省 利 令 用 第 状 兀 況 そ 条 第  $\mathcal{O}$ 兀 他 項  $\mathcal{O}$ 12 当 規 該 定 施 設 す る が 置 運 か 用 方 れ る 法 諸  $\mathcal{O}$ 明 条 件 確 を 化 勘 そ 案  $\mathcal{O}$ L 他  $\mathcal{O}$ 危 次 険

 $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 対 策 を 行 う لح を 標 準 لح す る

当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 運 用 前 及 び 運 用 後 に お け る 点 検 又 は 検 査 並 び に 当 該 措 置  $\mathcal{O}$ 実 施 に 0 1 て 責 任 を 有 す

る 者  $\mathcal{O}$ 明 確 化

荒 天 時 に お 1 7 当 該 施 設 を 安 全 な 状 態 12 維 持 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 措 置 及 CK 当 該 措 置  $\mathcal{O}$ 実 施 に 0 1

7 責 任 を 有 す る 者  $\mathcal{O}$ 明 確 化

三 前 号 に 掲 げ る £  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン 当 該 施 設 を 安 全 な 状 態 に 維 持 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 運 用 規 程  $\mathcal{O}$ 整 備 又

は 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 管 理 者 等 に ょ Ŋ 整 備 さ n た 運 用 規 程  $\mathcal{O}$ 確 認

前 項 各 号 に 掲 げ る 対 策 は 相 互 に 関 連 性 を t 0 て 体 的 に 運 用 さ れ る 技 術 基 準 対 象 施 設 及 C 当 該

施 設 周 辺  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 安 全 確 保 に 関 す る 専 門 的 知 識 及 てバ 技 術 又 は 技 能 を 有 す る 者  $\mathcal{O}$ 下 で 行 うこと 準

と す る 2

管 理 委 託 に 係 る 技 術 基 進 対 象 施 設  $\mathcal{O}$ 維 持 管 理

第 五. 条 玉 土 交 通 大 臣 が 港 湾 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 1 百 は + 八 号) そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 法 律 に ょ り 港 湾 管 理 者 に

管

理

を

委

託

す

る

技

術

基

潍

対

象

施

設

 $\mathcal{O}$ 

維

持

管

理

12

0

7

港

湾

管

理

者

は

当

該

施

設

12

0

1 7 玉 土 交

通 大 臣 が 定  $\Diamond$ た 維 持 管 理 計 画 に 基 づ き、 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 適 切 な 維 持 管 理 を 行うことを 標 潍 す

2 理 を 玉 行 土 うた 交 通 大  $\Diamond$ に 臣 必 ょ 要と り 技 認 術  $\Diamond$ 基 るとき 潍 対 象 は 施 設 玉  $\mathcal{O}$ 管 土 交 理 通  $\mathcal{O}$ 大 委 臣 託 に を受 対 L け て ようと 当 該 す 維 持 る 港 管 理 湾 計 管 画 理 者  $\mathcal{O}$ 変 は 更 を 適 求 切  $\Diamond$ な る 維 持 管

が

で

き

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

لح

3 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 玉 情 土 交 勢  $\mathcal{O}$ 通 変 大 化 臣 は に ょ 管 ŋ 必 理 を 要 委 が 託 生 ľ L て た لح 1 き る は 技 術 港 基 湾 進 管 対 理 象 者 施 と 設 協  $\mathcal{O}$ 議 用 途  $\mathcal{O}$ 上  $\mathcal{O}$ 変 更、 維 持 管 維 理 持 計 管 理 画 を に 変 係 更 る で 技 きる 術 革 新

4 1 7 準 項 用  $\mathcal{O}$ す る。 規 定 は、 国土 交 通 大臣 より 技 術 基 準 対 象 施 設  $\mathcal{O}$ 管 理  $\mathcal{O}$ 委託 を受け 7 **V**) る 港 湾 管 理 者 に 0

5 準 令 とす 第 玉 兀 土 号) 交 通 第 大 + 臣 七 は 条  $\mathcal{O}$ 技 術 に 基 潍 規 定 対 す 象 る 施 契 設 約  $\mathcal{O}$ 書 管 を 理 1  $\mathcal{O}$ う。 委 託 に に、 係 る 契 第 約 項 書 に 港 規 定 湾 す 法 る 施 内 行 容 令 を 定 昭  $\Diamond$ 和 る + 六 年 標 政

供 用 を 停 止 L た 技 術 基 準 対 象 施 設

第

5

れ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とする。

六 要 に 条 応 ľ 供 て 用 を 当 停 該 止 施 L 設 た 技  $\mathcal{O}$ 撤 術 去 基 又 準 は 対 適 象 切 施 な 設 維 は 持 港 当 湾 該  $\mathcal{O}$ 施 開 発、 設 周 利 辺  $\mathcal{O}$ 用 安 又 全 は 保 確 保 全 そ 12 支  $\mathcal{O}$ 他 障 を  $\mathcal{O}$ 適 与 え 切 な な 措 1 ょ 置 う、 が 講 ľ 必

(施 行 附 期

則

(施行期日)

1

(経過措置)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

2 7 ては、 この告 示の 国土交通大 施 行  $\bigcirc$ 臣 際 が 現 維持 (C 国 管 1土交通-理 計 画を定めるまで 大 臣 が 港 湾 管理者  $\mathcal{O}$ 間 に管理を は、 第五 委託 条  $\mathcal{O}$ L 規定 て ١ ي は る 適 技 用 術 L 基 な 準 \ \ • 対 象 施

設につ